

平成23年3月2日付け津市監査委員告示第2号公表分

(1) 久居総合支所

ア 生活課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みたい。
措置の内容	自治会連合会久居支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(2) 河芸総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みたい。
措置の内容	自治会連合会河芸支部の預金通帳の保管については、同支部が行うこととした。

(3) 美里総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みたい。
措置の内容	自治会連合会美里支部の預金通帳等の保管、経理事務につい

ては、同支部が行うこととした。

(4) 安濃総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。
措置の内容	自治会連合会安濃支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(5) 一志総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。
措置の内容	自治会連合会一志支部の預金通帳の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(6) 美杉総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	老人クラブが生きがい健康づくり施設を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除していたが、津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例第8条は、公共的団体等が使用する場で「特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、当該老人クラブが当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具
-------	--

	体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	使用申請の際に減免申請の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。

(7) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

監査の結果	平成21年度津市学校保健会補助金の交付確定について、同補助金の実績報告書には、領収書の写しは添付されていたものの、研修会等の参加人員・研修内容の記載がなく、その内容を示す資料も添付されていなかったことから、具体的な事業成果の報告がないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないものであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。
措置の内容	平成22年度から研修会等の事業内容の確認できる資料を添付の上、実績報告書を提出するよう改めた。

イ 生涯学習課

監査の結果	平成21年度史跡等維持管理業務委託について、当該業務委託に係る仕様書には、「史跡敷地内における草刈・清掃業務及びその他当該史跡について、市民が年間を通じて見学できるよう維持管理を行う」と記載しているが、草刈・清掃業務の回数、維持管理の内容など具体的な仕様を定めていなかったことから、これを明確にするよう、仕様書の内容の見直しを検討されたい。
措置の内容	平成23年度の当該業務委託に当たって、具体的な作業内容、回数等を仕様書に記載し、契約を締結した。